

(2) 具体事例の紹介

上記の事例のうち、東京都、愛知県、佐賀県、杉並区、南牧村、倉敷市、宗像市の7件について官民連携（市場化テスト）導入の背景・目的、業務選定経緯等を整理する。

① 東京都の取り組み

名称	東京都版市場化テストモデル事業
対象業務（事業）	公共職業訓練業務
導入の背景・目的	①「行財政改革実行プログラム」に基づき、多様な行革手法を検討する中で、「東京都版市場化テスト」の導入を進める。 ②制度設計に必要な事項を検証するため、モデル事業を実施。
業務（事業）選定経緯・方法	対象事業の選定理由は、 ①職業能力開発促進法や、厚生労働省の法解釈により民間開放が進まないこと。 ②受け皿になると考えられる民間事業者が多数存在していること。 ③技術専門学校は複数あり、業務改善の波及効果が期待できること。 訓練科目の選定にあたっては、民間事業者等へのアンケート調査を実施。 実施方針の策定～対象科目の選定、実施要項の策定・公表、官民競争入札の実施、契約、モニタリング、事業実施後の評価までを第三者を入れた東京都版市場化テスト監理委員会によりチェック。
事業者選定方法	官民競争入札（総合評価一般競争入札） 基礎審査（必須項目）と技術点、価格点の総合評価（加算式）

② 愛知県の取り組み

名称	
対象業務（事業）	①愛知県旅券センター旅券申請窓口業務（H19） ②愛知県自治研修職員研修業務（H19） ③公共職業訓練業務（H20）
導入の背景・目的	民間活力の活用方策のひとつとして。
業務（事業）選定経緯・方法	①民間事業者などへの意見募集 ②愛知県市場化テストモデル事業監理委員会 ③対象業務絞込み、部局ヒアリング ④モデル事業決定 ⑤実施要項、落札者決定基準の検討

	<p><事業選定時のポイント>①ある程度まとまりのある業務（従事人員が10～20名程度）②民間企業などからの入札が期待できる業務（民間企業にも実施可能な業務）③国・他県などで既に委託を実施または検討している業務④単年度で実施可能な業務（モデル事業としての実施のため）</p> <p><モデル事業選定の際に除外した業務></p> <p>①法規制により県職員しか行えない業務②近く廃止する可能性がある業務③今後、他制度（指定管理者制度）の活用を検討する可能性が高い業務</p>
事業者選定方法	<p>官民競争入札（総合評価一般競争入札）</p> <p>①基礎審査：入札価格や実施要項に示す内容を満たしているかを確認。</p> <p>②総合評価：提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価。価格点、技術点、付加点の総合評価（加算式）</p>

③佐賀県の取り組み

名称	提案型公共サービス改善制度（協働化テスト）
対象業務（事業）	<p><外部委託>①遞送業務</p> <p><外部委託>②屋外広告許認可等に伴う業務</p> <p><県民協働>③グリーンフェスタの開催業務</p> <p><県民協働>④次世代育成支援地域行動計画に係る意見交換会</p> <p><県民協働>⑤図書購入業務への情報提供</p>
導入の背景・目的	<p>公共サービスの担い手の多様化による県民満足度の向上が第一の狙い。</p> <p>県庁のすべての業務（警察及び県立学校を除く）でアウトソーシング、協働の提案募集を行う</p> <p>*NPOや企業などの様々な公共的サービス分野での活動の活発化</p> <p>*公共サービスへのニーズの多様化</p> <p>*各ステークホルダーの得意分野を生かした、公共サービス提供における新たな役割分担の創造</p> <p>*事業仕分けと県民協働化の動きが同時期（平成17年）あった。</p>
業務（事業）選定経緯・方法	<p>①業務内容の自己点検</p> <p>②業務内容「佐賀県協働化テスト業務内容調査表」の公表</p> <p>③県民への説明会実施</p> <p>④「県業務の担い手のあり方についての提案書」及び「提案団体等説明書」の受付</p> <p>⑤CSO（市民社会組織）から提出された書類等を「協働化テストを考える会」において協議。</p> <p>採用の可否は、第三者委員会での審議ではなく、担当部署が検討を行う。判断結果については、知事報告を行うことが義務化されている。</p>
事業者選定方法	地方公共団体法に基づく入札など

④杉並区の取り組み

名称	杉並行政サービス民間事業化提案制度
対象業務（事業）	平成20年度採択事業：①職員研修業務アウトソーシング（検討開始）②（福祉資金）債権管理回収業務・現地調査業務（検討開始）③奨学資金債権監理・回収業務④地域ぐるみによる学校への地域支援総合推進事業
導入の背景・目的	財政難（平成11年度の段階で経常収支比率が94%を超えた。）
業務（事業）選定経緯・方法	①「全事務事業一覧」「事務事業評価表」の公表 ②外部委員会「杉並民間事業化審査モニタリング委員会」による書類審査・ヒアリング
事業者選定方法	提案内容の審査結果の分類によって随意契約、プロポーザル方式、一般競争入札など 審査結果の分類：（A区分）A-1 独自性が高いもの A-2 独自性が比較的高くないもの A-3 独自性がないもの（B区分）「継続協議」として採択（C区分）不採択

⑤南牧村の取り組み

名称	野辺山出張所業務の民間委託に係る民間競争入札（窓口6業務の市場化テスト）
対象業務（事業）	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第34条に規定された特定公共サービス（窓口6業務）及び所得証明書の交付に係る請求の受付、引渡し、各種申請書及び届出の受付業務
導入の背景・目的	①出張所の窓口業務が法に基づく市場化テストを実施することにより民間委託可能となる ・出張所の職員減、人件費削減 ②民間委託によるメリット ・効率的、効率的かつ適正な職員配置が可能 ・公共サービスの質の維持向上 ・雇用の拡大
業務（事業）選定経緯・方法	H20.2.18：実施方針公表 H20.3.21：審議会（合議制の機関）の設置条例施行 H20.4.4：入札公告 H20.5.12：落札者決定 H20.5.13：契約に関する議会の議決、契約締結 H20.6.1：委託業務開始
事業者選定方法	民間競争入札（総合評価一般競争入札） （（基礎点+加点分）／入札価格）で総合評価（除算式）

⑥倉敷市の取り組み

名称	官民競争入札制度
対象業務（事業）	車両維持管理業務
導入の背景・目的	①財政状況の悪化 ②退職者増による職員減少
業務（事業）選定経緯・方法	①事務事業仕分け（事務事業評価）：事務事業の要不要、事業の方向性、民間実施の可能性などの観点から事務事業を仕分け、対象事業の候補を選定する。 ②可能性調査：対象事業の候補について、民間事業者の参入可能性などを調査するとともに議会や市民からのご意見を頂く。
事業者選定方法	総合評価一般競争入札（加算式）

⑦宗像市の取り組み

名称	宗像市市民サービス協働化提案制度
対象業務（事業）	平成20年度採択事業：①介護者の悩み相談②認知症を正しく理解するための啓発活動、認知症高齢者を支援する人へのサポート③ファシリテーション入門講座④宗像市成人式＆大同窓会⑤花いっぱい運動花苗配布及び花いっぱいコンクールの実施⑥赤間コミュニティふれあい公園除草事業⑦ポイ捨てゴミの集積及び活動の指導業務⑧宗像市営住宅（平原団地、南郷団地、荒開団地）営繕業務協働事業
導入の背景・目的	*人口増によるインフラ整備、近隣町村との合併などによる人件費などの行政経費削減などの必要性 *ベッドタウンで、大企業がなく、法人税が期待できない。（また、環境保護の観点から、工場誘致などを行わない方針のため節約が必要） *従来から民間委託が盛んであった。
業務（事業）選定経緯・方法	全事業一覧表の公表（対象は現在民間団体などで委託しているものを除き、市が直営で行っているすべての市民サービス、また、対象となる市民サービスのうち、特定提案募集事業を設定し、より積極的に提案を募集）
事業者選定方法	原則は随意契約。事業によっては入札の可能性もある。 ①予備整理：担当課が提案された市民サービスの内容などについて、法令上問題がないかを整理。 ②宗像市市民サービス協働化提案制度審査委員会での審査：提案団体からのプレゼンテーション、資料などを審査。

(3) 市場化テストの分類

今回事例として把握を行った官民連携（市場化テスト）の取り組みを、前段で整理した公共サービス改革法の一連の手続に照らし、それぞれの特徴を整理する。

①事例毎の特徴

図表2－4 官民連携（市場化テスト）事例の整理

事例	対象範囲	意見募集	事業選定時	事業者選定	事業者選定時
東京都	全事務事業	有	第三者機関が 関与	官民競争入札	第三者機関が 関与
愛知県	全事務事業	有	第三者機関が 関与	官民競争入札	第三者機関が 関与
佐賀県	全事務事業 +新たな分野	有	地公体 + C S O	入札など	地公体内部
杉並区	全事務事業	有	第三者機関が 関与	入札など	第三者機関が 関与
南牧村	特定公共 サービス	有	地公体内部	民間競争入札	第三者機関が 関与
倉敷市	全事務事業	仕分け後の業 務に対し実施	地公体内部	官民競争入札	第三者機関が 関与
宗像市	全事務事業	有	地公体内部	入札など	地公体内部

事例	公共サービス 改革法による	行政業務全般に 対する意見募集	扱い手判断		第三 者 機 関 の 有 無
			選定時	入札時	
東京都		●		●	●
愛知県		●		●	●
佐賀県		●	●		▲
杉並区		●		●	●
南牧村	●			●	●
倉敷市				●	●
宗像市		●	●		

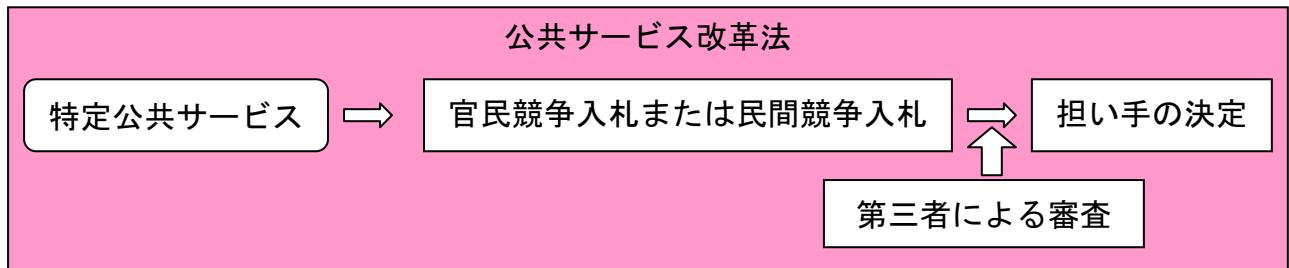
今回整理した官民連携（市場化テスト）事例からは、以下の点が特徴としてあげられる。

- 行政の業務全般に対する意見の募集の有無
- 扱い手（官民）の判断手法の違い
- 扱い手判断時の第三者による公平性・透明性の確保の有無
- 公共サービス改革法活用の有無

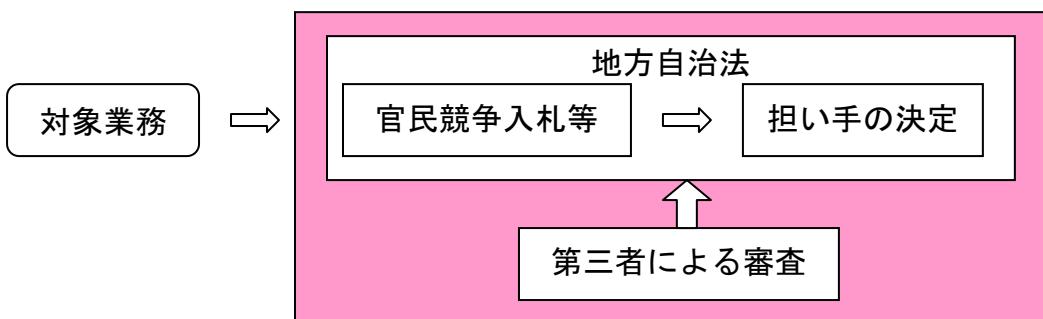
②市場化テストのタイプ

以上の整理から、地方公共団体の市場化テストのタイプとしては、大きく以下のようないくつかの整理・分類が考えられる。

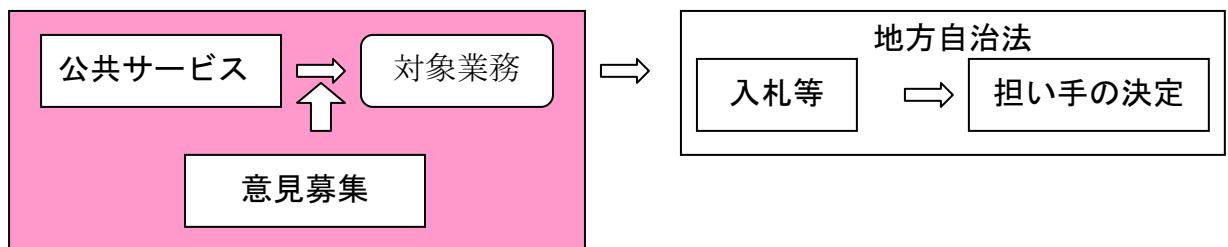
タイプI：公共サービス改革法に基づく特定公共サービスを対象とするもの



タイプII：第三者機関の審査を踏まえ官民競争入札を実施するもの



タイプIII：アウトソーシングを前提として、現状地方公共団体が実施している業務に対する意見を求め、担い手の判断を行うもの



公共サービス改革法の制度趣旨及び海外の市場化テスト事例から、市場化テストを、『単なるアウトソーシングではなく、公共サービスの質の向上と経費の削減を実現可能な実施主体を決める仕組み』とすると、佐賀県や宗像市のような【タイプIII】については、公共サービスの質の向上と経費の削減の観点がどのように担保されているかの判断が必要となる。この点について、佐賀県では、情報公開の徹底、CSOとの協働による制度運営、宗像市でも、情報公開の徹底、予算によるコスト管理などの手段を活用するなどの対応が行われている。

一方、佐賀県の協働化テストについては、外部委託だけでなく、行政との協働の観点や、新たな分野への対応も含まれた制度設計となっている点が特徴的である。また、宗像市の市民サービス協働化提案制度については、民間からの意見により、特定公共サービスへの提案があった場合に公共サービス改革法に基づく官民競争入札等を実施することは排除されていない。

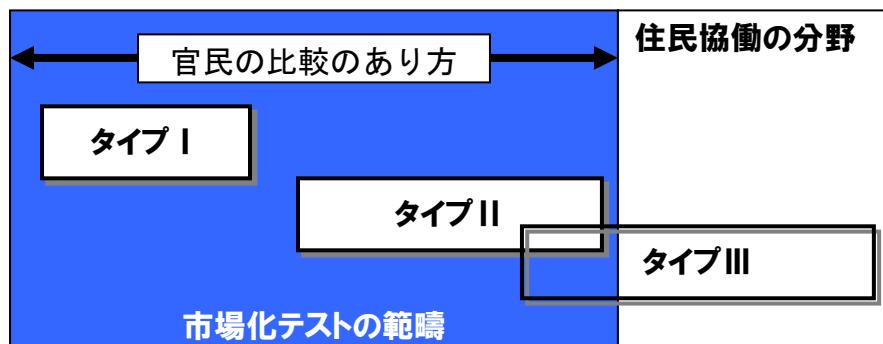
上記のタイプを基に、本研究会で対象とする官民連携（市場化テスト）の射程を整理すると、【タイプI】は公共サービス改革法の特定公共サービスを民間に委ねる場合に活用される手法であり、今回把握した事例の中では対象とする公共サービスが最も限定期的な狭義の市場化テストであるといえる。【タイプI】は、市場化テストとして必要な一連の手続が定められていることから、特定公共サービス以外の公共サービスを市場化テストする際にも雛形として応用可能なものとなっている。

【タイプII】は、公共サービスの担い手を決める段階において、【タイプI】の方法に準じた方法であるが、官民の競争ステージにより射程が絞られているものと言える。実際には官が競争に参加しない場合でも、従来の実施に対する効率化や質の向上を把握する観点からバーチャルな官民比較が可能なシステムを含めており、この部分が市場化テストとして通常の入札とは異なる部分であると言える。

一方どのような業務を市場化テストの対象にするかの観点から、公共サービス全般を対象とした棚卸作業部分に市場化テストとしての性格を持たせたものが【タイプIII】であると考えられる。【タイプIII】を市場化テストとして分類するには、対象業務を選定する棚卸作業の段階で、どこまで官民の比較が行われているかが市場化テストとしての要素の高低に関係するものである。例えば、公共サービスの住民満足度に主眼を置いている佐賀県の協働化テストはこの【タイプIII】に分類されるが、既存の公共サービスの枠を超えて新たな公共サービスの分野を対象とする場合は、公共サービスの質の把握や効率化の面から評価には限界があるため、この部分のみで評価するのではなく、担い手の決定に【タイプII】の過程が組み込まれているかどうかが市場化テストとしての判断の要素になるものと考えられる。

実際には、各地方公共団体における事務事業評価や棚卸等の行政業務についての把握状況や担い手となる主体の存在状況等から【タイプII】と【タイプIII】を一体的に行うような形態での運用も考えられる。

図表2－5 タイプI～IIIの市場化テストとしての射程イメージ



対象とする業務の内容によって、市場化テストと住民協働の分野は異なるものと考えられるため、事業の選定にあたっては、住民との協働により対応が図られる業務を先に検討・選定したうえで、それ以外の分野での官民連携の可能性を検討するなどの方法も必要である。